

平成 30 年分 給与所得者の扶養控除等申告書の記載例

給与の支払者の所在地等の所轄
税務署長とあなたの住所地等の
市区町村長を記載します。

この申告書を受理した給与の支払者が、給与の
支払者の個人番号又は法人番号を付記します。

一定の要件の下、個人番号の記載が不要となる場合があります。

2か所以上から給与の支払を受けている人が、他の給与の
支払者に「従たる給与についての扶養控除等申告書」を提出
している場合に○を付けます。

平成 30 年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

給与の支払者の所在地等の所轄 税務署長 〒198-0001 東京都板橋区板橋 1-1-1 税務署長 齋藤 大輔	あなたの住所地等の 市区町村長 〒198-0001 東京都板橋区板橋 1-1-1 市区町村長 板橋 大輔	給与の支払者の名称(氏名) 株式会社 ○○○○	あなたの氏名 佐藤 和夫	あなたの生年月日 42年10月	あなたの性別 男	あなたの配偶者の氏名 佐藤 和夫	あなたの配偶者の生年月日 41年10月	あなたの配偶者の性別 女	あなたの配偶者の職業 無	あなたの配偶者の住所又は居所 無	あなたの配偶者の扶養控除等申告書の提出状況 ○
あなたの個人番号 1122334455	あなたの住所又は居所 東京都千代田区霞が関3	あなたの個人番号 112233445566	あなたの住所又は居所 東京都板橋区大山東町35-1	あなたの扶養親族の氏名 サトウ ヨウコ	あなたの扶養親族の個人番号 223344	あなたの扶養親族の生年月日 70.00	あなたの扶養親族の住所又は居所 1234 Kokuzei Street, USA	あなたの扶養親族の扶養控除等申告書の提出状況 ○	あなたの扶養親族の職業 無	あなたの扶養親族の住所又は居所 1234 Kokuzei Street, USA	あなたの扶養親族の扶養控除等申告書の提出状況 ○
あなたの扶養親族の氏名 佐藤 洋子	あなたの扶養親族の個人番号 334455667788	あなたの扶養親族の生年月日 14.3.30	あなたの扶養親族の住所又は居所 東京都板橋区大山東町35-1	あなたの扶養親族の氏名 佐藤 茂	あなたの扶養親族の個人番号 445566778899	あなたの扶養親族の生年月日 15.5.8	あなたの扶養親族の住所又は居所 東京都板橋区大山東町35-1	あなたの扶養親族の扶養控除等申告書の提出状況 ○	あなたの扶養親族の職業 無	あなたの扶養親族の住所又は居所 東京都板橋区大山東町35-1	あなたの扶養親族の扶養控除等申告書の提出状況 ○
あなたの扶養親族の氏名 佐藤 隆雄	あなたの扶養親族の個人番号 556677889900	あなたの扶養親族の生年月日 16.10.15	あなたの扶養親族の住所又は居所 東京都板橋区大山東町35-1	あなたの扶養親族の氏名 佐藤 隆雄	あなたの扶養親族の個人番号 667788990011	あなたの扶養親族の生年月日 16.10.15	あなたの扶養親族の住所又は居所 東京都板橋区大山東町35-1	あなたの扶養親族の扶養控除等申告書の提出状況 ○	あなたの扶養親族の職業 無	あなたの扶養親族の住所又は居所 東京都板橋区大山東町35-1	あなたの扶養親族の扶養控除等申告書の提出状況 ○

【源泉控除対象配偶者】
あなた（平成30年中の所得の見積額が900万円以下の人）と生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人などを除きます。）で平成30年中の所得の見積額が85万円以下の人が源泉控除対象配偶者に該当します。

「A」欄には、源泉控除対象配偶者の氏名などを記載します。
※あなたに源泉控除対象配偶者に該当する人がいない場合には、「A」欄に記載する必要はありません。

源泉控除対象配偶者及び控除対象扶養親族の個人番号を記載します。

控除対象扶養親族は、年齢16歳以上（平成15年1月1日以前生）の扶養親族を記載します。

控除対象扶養親族が、年齢19歳以上23歳未満（平成8年1月2日～平成12年1月1日生）の場合にチェックを付けます。

源泉控除対象配偶者又は控除対象扶養親族が非居住者である場合に○を付けます（親族関係書類の添付等が必要です。）。

控除対象扶養親族が、年齢70歳以上（昭和24年1月1日以前生）の場合には、次のとおりいずれかにチェックを付けます。
①その人があなた又はあなたの配偶者の直系尊属で同居を常況としている人であるとき ⇒「同居老親等」
②その人が①以外の人であるとき ⇒「その他」

左記の障害者等に該当する（人がいる）場合、その該当する事実やその人の氏名を記載します。

【同一生計配偶者】
あなたと生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人などを除きます。）で、平成30年中の所得の見積額が38万円以下の人が同一生計配偶者に該当します。同一生計配偶者で障害者に該当する場合には、該当する欄にチェックを付けます。

年齢16歳未満（平成15年1月2日以後生）の扶養親族も対象となります。

あなたが寡婦、特別の寡婦、寡夫、勤労学生に該当する場合にチェックを付けます。

【源泉控除対象配偶者】
所得の見積額が85万円を超える人は、源泉控除対象配偶者には該当しません。
【控除対象扶養親族】
所得の見積額が38万円を超える人は、控除対象扶養親族には該当しません。

（参考）
①収入が給与所得のみの場合の給与等の収入金額と所得金額の関係（具体例）は次の表のとおりです。

給与等の収入金額	所得金額
11,200,000円	8,000,000円
1,500,000円	850,000円
1,030,000円	380,000円

②収入が公的年金等に係る雑所得のみの場合の公的年金等の収入金額と所得金額の関係（具体例）は次の表のとおりです。

公的年金等の収入金額	所得金額
65歳未満 1,833,334円	850,000円
1,080,000円	380,000円
65歳以上 2,050,000円	850,000円
1,580,000円	380,000円

扶養を受けるために提出するものと、
寡夫及び扶養親族に該当する人がいない人も提出する
ものを併せて提出することになります。

○住民税に関する事項

氏名(フリガナ)	個人番号	あなたの扶養親族	生年月日	住所又は居所	控除対象扶養親族の扶養控除等申告書の提出状況	平成30年中の所得の見積額	異動月日及び事由
1 佐藤 隆雄	556677889900	子	16.10.15	東京都板橋区大山東町35-1	○	0円	
2							
3							

年齢16歳未満（平成15年1月2日以後生）の扶養親族を記載します。

国内に住所を有しない扶養親族

○「16歳未満の扶養親族」欄は、地方税法第45条の3の2第1項及び第2項並びに第317条の3の2第1項及び第2項に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出しなければならないとされている給与所得者の扶養親族申告書の記載欄を兼ねています。

給与所得者の方へ

○ 平成 30 年分以降の配偶者控除及び配偶者特別控除の取扱いについて

毎月（日）給与等の支払を受ける際に源泉徴収される税額は、扶養親族等の数（配偶者及び扶養親族の合計数等）に応じて計算しますが、配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しに伴い、配偶者に係る扶養親族等の数の計算方法が変更されました。

このため、平成 30 年 1 月 1 日以後、最初の給与等の支払を受ける日の前日までに給与等の支払者に提出する「平成 30 年分 給与所得者の扶養控除等申告書」の記載内容が変更されます。

また、平成 30 年分の年末調整又は確定申告において適用を受ける配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額についても見直しが行われました。

《平成 30 年分 給与所得者の扶養控除等申告書》（「源泉控除対象配偶者」欄）への記載要否》

			給与所得者本人の合計所得金額（見積額） （給与所得だけの場合の給与所得者本人の給与等の収入金額）			
			900 万円以下 (1,120 万円以下)	900 万円超 950 万円以下 { 1,120 万円超 1,170 万円以下 }	950 万円超 1,000 万円以下 { 1,170 万円超 1,220 万円以下 }	1,000 万円超 (1,220 万円超)
（給与所得だけの場合の配偶者の給与等の収入金額）	配偶者の合計所得金額（見積額） 38 万円以下 (103 万円以下)	記載要否	○	×	×	×
		（平成 29 年分以前）	(○)	(○)	(○)	(○)
		控除額 (老人控除)	38 万円 (48 万円)	26 万円 (32 万円)	13 万円 (16 万円)	0 円 (0 円)
	38 万円超 85 万円以下 { 103 万円超 150 万円以下 }	記載要否	○	×	×	×
		（平成 29 年分以前）	(×)	(×)	(×)	(×)
		控除額	38 万円	26 万円	13 万円	0 円
	85 万円超 123 万円以下 { 150 万円超 201 万 6 千円未満 }	記載要否	×	×	×	×
		（平成 29 年分以前）	(×)	(×)	(×)	(×)
		控除額	36 万円～ 3 万円	24 万円～ 2 万円	12 万円～ 1 万円	0 円

- ※ 1 上図の記載要否欄が「○」とされている箇所（源泉控除対象配偶者）に該当する場合には、配偶者を扶養親族等の数に含めて毎月（日）の源泉徴収税額を計算します。
- 2 同一生計配偶者（合計所得金額（見積額）が 38 万円以下である配偶者）が障害者に該当する場合は、扶養親族等の数に 1 人を加算して毎月（日）の源泉徴収税額を計算します（改正前も同じ）。
- 3 控除額欄の金額は、平成 30 年分の年末調整又は確定申告の際に控除される金額となります。
- 4 扶養控除等申告書に記載した源泉控除対象配偶者又は障害者に該当する同一生計配偶者が非居住者に該当する場合には、当該申告書を提出する際にその配偶者に係る「親族関係書類」を添付する必要があります。
- 5 年の途中で給与所得者又は配偶者の合計所得金額（見積額）に異動があり、源泉控除対象配偶者に該当する（しない）こととなった場合には、その異動があった日後最初に給与等の支払を受ける日の前日までに「給与所得者の扶養控除等異動申告書」を給与等の支払者に提出することとされています。

平成 30 年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

所轄税務署長等 給与の支払者の名称（法人等） 〒 年 月 日 ばらばらに

税務署長 給与の支払者 上図の記載要否欄が「○」とされている箇所には、「平成 30 年分 給与所得者の扶養控除等申告書」の「源泉控除対象配偶者」欄への記載が必要となります。

市区町村長 給与の所得者

あなたに源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、養父又は養母のいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要があります。

区分等	フリガナ	個人番号	生年月日	住所又は居所	異動月日及び事由
源泉控除対象配偶者（注1）					

また